

ほごしや みなさま
保護者の皆様

こ けんぜん しゃかいせい そだ
子どもたちの健全な社会性を育てるために
きぶつそんかい しどう ひようべんさい りかい きょうりよく ねが
～器物損壊にかかる指導と費用弁済へのご理解とご協力のお願い～

I ねらい

こ じ こ せきん じかく うなが しゃかいきはんいしき いくせい きょうりよく
子どもたちに自己責任の自覚を促し、社会規範意識を育成するために、教育
しどう いっかん せつきよくてき てきよう
指導の一環として積極的に適用します。

※ じどうせいと こい きぶつそんかい はっせいけんすう しりつしょう ちゅうがっこう
児童生徒の故意による器物損壊の発生件数（市立小・中学校）

ねん 度	へいせい ねんど 平成27年度	へいせい ねんど 平成28年度	ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成30年度	れいわがんねんど 令和元年度
はっせいけんすう 発生件数	929件	851件	1,035件	794件	707件

II 内容

こ がっこう まど こうきょうぶつ こい
子どもたちが学校の窓ガラスやドアなどの公共物を故意（わざと）、または、
こい ちか じょうきよう はそん ばあい こ けんぜん いくせい はか しどう いっかん
故意に近い状況で破損した場合に、その子どもの健全な育成を図る指導の一環と
して、しゅうぜんひよう べんさいふたん ほごしや ねが
修繕費用の弁済負担を保護者にお願ひします。

III 運用について

- がっこう こ ころ の つまづき を 乗り越えて、じ こ せきん を 自覚し、すこ やかな
しゃかいせい み つつ かてい きょうりよく しどう おこな
社会性を身に付けられるよう、ご家庭と協力して指導を行います。
- がっこう しどう じょうきよう べんさい ほごしや そうだん こさま せいちょう
学校は、指導の状況と弁済について保護者に相談しますので、お子様の成長
に役立つよう じゅうぶん はな あ ねが
十分な話し合いをお願ひします。
- べんさいがく きほんてき めやす こい しゅうぜんひ こい ちか
弁済額は、基本的な目安として、故意によるものは修繕費の100%、故意に近
いものは50%とします。

IV お願い

- きぶつそんかい べんさい こ こころゆた せいちょう ねが たちば おこな
器物損壊の弁済は、子どもたちの心豊かな成長をともに願う立場から行うも
のであり、しゅうし りかい うえ きょうりよく ねが
趣旨をご理解の上、ご協力をお願ひします。
- こ こうきょうしん せきにんかん しゃかいきはんいしき そだ かてい がっこう
子どもたちに公共心や責任感などの社会規範意識を育てるために、家庭や学校、
ちいきしゃかい きょうりよく あ ひつよう ぜんあく はんだん かてい こ
地域社会が協力し合うことが必要です。善悪の判断については、ご家庭でも子
どもたちのしんじょう りかい しどう きょうりよく ねが
心情を理解しながら指導いただくようご協力をお願ひします。

ほごしゃ みなさま
保護者の皆様

こどもたちの安全を最優先するために

～児童虐待に関する学校の通告義務についてのご理解、ご協力をお願い～

ちんぶかがくしょう じどうぎゃくたい かん そうだんたいおうけんすう いぜん そうが
文部科学省によれば、児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加
けいこう とう こ せいめい うば じゅうだい じけん あと た
傾向にあり、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず
はっせい
発生しています。

じどうぎゃくたい しゃかいぜんたい かいけつ しんこく もんだい
児童虐待は社会全体で解決すべき深刻な問題となっています。

ほうりつ がっこう じどうぎゃくたい そうきはっけん
法律では、学校は、児童虐待の早期発見につとめなければならないこと、
そして児童虐待と思われる事案が発生した場合は、子どもの安全のために
「守秘義務」に優先して速やかに「通告する義務」が定められています。

よこはましこども ぎゃくたい まち じょうれい し しみん ほごしゃおよ
また、「横浜市子供を虐待から守る条例」では、市、市民、保護者及び
かんけいき かんとう せきむ しめ しゃかいぜんたい こ ぎゃくたい まち
関係機関等それぞれの責務を示し、社会全体で子どもを虐待から守るよう
さだ
定めています。

ほごしゃ みなさま こ あんぜん まち がっこう じどう
保護者の皆様におかれましては、子どもの安全を守るため、学校の児童
ぎゃくたいはっけん つうこく りかい ほごしゃ がっこう れんけい こ
虐待発見、通告へのご理解、また、保護者、学校が連携して子どもたちの
あんぜん みまも たいせい きょうりょく ねが
安全を見守る体制づくりへのご協力をお願いいたします。

令和3年 よこはましきょういくいんかい
横浜市教育委員会

じどうぎゃくたいぼうしほうとう かん ほうりつ 児童虐待防止法等に関する法律

だい じょう じどうぎゃくたい そうきはっけんどりょくぎむ 第5条 (児童虐待の早期発見努力義務)

がっこう じどうふくししせつ びやういん た じどう かくし きょうむじょうかんけい だんたいおよ がっこう きょうしよくいん じどうふくししせつ
学校、児童福祉施設、病院その他の児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設
しよくいん いし ほけんし べんごし た じどうふくし しよくむじょうかんけい もの じどうぎゃくたい はっけん たちば
の職員、医師、保健師、弁護士その他児童福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあ
ることを自覚し、児童虐待の早期発見につとめなければならない

だい じょう じどうぎゃくたい にか つうこくぎむ 第6条 (児童虐待に係る通告義務)

じどうぎゃくたい う おも じどう はっけん もの すみ しちょうそん とどうふけん せつち ふくしじむしょ
児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所
もしくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告
しなければならない

子ども同士による金銭の授受をしないために

～ご家庭でのご理解、ご協力のお願い～

子どもたちは学校生活など、日々のかかわりの中で様々な経験を通してお互いを認め合い、成長していきます。その中で、今もなお、地域や商業施設等で過ごす際に金銭の授受でトラブルになり、結果的に大きな問題に発展したり、事件に巻き込まれたりする事案が少なからず見られます。

金銭授受はたとえ仲の良い関係であっても行わない方が良い行為です。最初は少額とっていたものが、いつのまにか大きな金額に膨れ上がり、取り返しがつかなくなることもあります。最近では、ネットゲーム(課金)などにより、金銭感覚が麻痺して、事実が把握しにくくなる危険性もあります。

金銭授受が行われる背景には、金銭を持ち出せる環境や、子どもたちの金銭感覚、規範意識の問題やいじめの問題が潜んでいる場合もあります。事案によっては、民事や刑事事件に発展することもあります。

このことから、子どもたちの金銭授受については、「行ってはいけない行為」として学校では指導いたしますので、ご理解いただき、ご家庭でもご指導をお願いします。

また、状況によっては、警察や児童相談所などの関係機関と連携して子どもたちの健全育成や再発防止に向けて取り組んでまいりますので、あわせてご理解ご協力をお願いいたします。

令和3年 横浜市教育委員会

関連法規

刑法第222条(脅迫罪)

生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

刑法第223条(強要罪)

生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。

刑法第249条(恐喝罪)

人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。